



医政看発 0903 第 2 号
令和 6 年 9 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」の
一部改正について

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 122 号）が別紙 1 のとおり令和 6 年 9 月 3 日に公布及び施行され、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師の業務従事者届の様式が改正されたところです。

これに伴い、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の業務従事者届については「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」（平成 14 年 3 月 29 日付医政看発第 0329001 号厚生労働省医政局看護課長通知）の一部を別紙 2 のとおり改正いたしましたので、貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知をお願いいたします。

また、業務従事者届の届出事項のうち「看護師の特定行為の研修の修了状況」については、別紙 3 のとおり、記載に当たっての留意事項を医療機関等に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、前回の届出の年にあたる令和 4 年の衛生行政報告例の調査結果をとりまとめる過程において、令和 4 年度から業務従事者届についてオンライン届出を開始したこともあり、前回報告よりも看護師等就業者数が減少する都道府県が多数発生する事態が生じました。このため、該当する都道府県に対して、再集計・再報告を依頼したことにより、令和 4 年度衛生行政報告例（隔年報）の公表時期が延期となっております。

今年の衛生行政報告例において同様の事態とならないようにするために、業務従事者届の未提出医療機関等への提出督促等の実施も含め、本届出が報告期限までに提出されるように、計画的にご対応いただきますようお願いいたします。

○厚生労働省令第二百一十二号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十三条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)第九条第一項及び第二項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

厚生労働大臣 武見 敏三

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(保健師助産師看護師法施行規則の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(届出) 第三十三条(略)	(届出) 第二十三条(略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の届出は、保健師業務、助産師業務、看護師業務又は准看護師業務のうち、 二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。	3 前項の届出は、保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式(第二十三条関係)

(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届出

年12月31日現在

ふりがな	氏名	性別	1. 男 2. 女	生年月日	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 4. 西暦 年 月 日 (歳)
住所	都道府県				
メールアドレス	都道府県				
免許の種類	登録番号	登録年月日			
保健師籍	厚生労働省 第 号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日			
助産師籍	都道府県 ※都道府県からの免許付与者のみ 第 号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日			
看護師籍	厚生労働省 第 号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日			
准看護師籍	都道府県 ※都道府県からの免許付与者のみ 第 号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日			
出生業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務 4 准看護師業務				
1 診療所	有床	無床			
2 助産所	分棟の取扱あり	分棟の取扱なし			
3 分棟の取扱あり	開設者	開設者			
4 分棟の取扱なし	訪問看護ステーション	管理者			
5 訪問看護ステーション	介護保険施設等	介護老人保健施設			
6 介護保険施設等	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅介護支援事業所			
7 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	社会福祉施設	老人福祉施設			
8 社会福祉施設	保健所、都道府県又は市区町村	保健所、都道府県(アを除く)			
9 保健所、都道府県又は市区町村	事業所	事業所内診療所			
10 事業所	看護師等学校養成所又は研究機関	看護師等学校養成所又は研究機関			
11 看護師等学校養成所又は研究機関	所在地	都道府県			
12 所在地	名称	都道府県			
13 名称	雇用形態	1 正規雇用 2 非正規雇用(1又は3に該当しない者)			
14 雇用形態	1 フルタイム労働者	2 短時間労働者(0.)人			
15 フルタイム労働者	常勤換算	2 短時間労働者(0.)人			
16 常勤換算	※記入例参照				

従事期間等	1 従事期間1年未満 (従事開始の理由 イ 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他)	指定研修機関番号
	2 従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他)	
3 従事期間2年以上		
特定行為研修の修了の有無		
1. 有		
2. 無		
修了した特定行為区分		
看護師の 特定行為	1 呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連 2 呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連 3 呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連 4 循環器関連 5 心臓ドレーン管理関連 6 胸腔ドレーン管理関連 7 腹腔ドレーン管理関連 8 ろう孔管理関連	
研修の 修了状況	9 栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カ テーテル管理) 関連 10 栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理) 関連 11 創傷管理関連 12 創部ドレーン管理関連 13 動脈血液ガス分析関連 14 透析管理関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16 感染に係る薬剤投与関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 18 術後疼痛管理関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連	
備考	修了した領域別バツケージ研修	
	1 在宅・慢性期領域 2 外科術後病棟管理領域 3 術中麻酔管理領域 4 救急領域 5 外科系基本領域 6 集中治療領域	

- (注意)
- 1 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
 - 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
 - 3 「免許の種類別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
 - 4 「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。
 - 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
 - 6 「3 助産師」の「分娩の取扱いはなし」については、分娩取扱いは実際の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いはなし」の項目に記載すること。
 - 7 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」を含むものとする。
 - 8 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
 - 9 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。

- 10 「雇用形態」は、次により記載すること。
 - ・「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
 - ・「2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者)」とは、パートタイム、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣 (紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。
 - ・「3 派遣 (紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
 - 11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
 - ・「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度 (1日8時間・週5日勤務等) の者を指すこと。
 - ・「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
 - ・また、() は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。
- 常勤換算 = $\frac{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、①週2日8時間勤務の場合 (アルバイト等) ②週5日6時間勤務の場合 (有休短時間勤務等)}}$
- 例) $\frac{40時間 \times 5日}{① 8時間 \times 2日} = ① 0.4人$ $\frac{40時間}{② 6時間 \times 5日} = ② 0.8人$
- 12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
 - ・「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合 (ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。) を指すこと。
 - ・「イ 再就業」とは、現在の就業場所以に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合 (ただし、「ア 新規」を除く。) を指すこと。
 - ・「ウ 転職」とは、現在の就業場所以に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
 - ・「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。
 - 13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。
 - ・「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為区分を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為区分を指し、「領域別バツケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七條の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令 (平成27年厚生労働省令第33号) 別表第4の欄第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
 - ・「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
 - ・「修了した領域別バツケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。

(看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第二条 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則(平成四年厚生省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>改正 (法第九条第一項の厚生労働省令で定める方法) 第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号。以下「法律」という。)第九条第一項の規定による情報の提供は、電子情報処理組織(厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用する方法により行うものとする。</p> <p>(法第九条第二項の厚生労働省令で定める情報) 第一条の二 法第九条の第二項の厚生労働省令で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第九条第一項の規定により都道府県知事から提供を受けた情報</p> <p>二 看護師等の職務の経歴(従事した主な業務の内容を含む。)</p> <p>三 看護師等が有する国家資格(資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行ない、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされておらず)の又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。)及び受講した研修に係る情報</p> <p>四 前三号に掲げる情報のほか、都道府県が看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するに当たって参考となる情報</p>	<p>(新設) 第一条の二 法第九条の第二項の厚生労働省令で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第九条第一項の規定により都道府県知事から提供を受けた情報</p> <p>二 看護師等の職務の経歴(従事した主な業務の内容を含む。)</p> <p>三 看護師等が有する国家資格(資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行ない、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされておらず)の又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。)及び受講した研修に係る情報</p> <p>四 前三号に掲げる情報のほか、都道府県が看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するに当たって参考となる情報</p>

(看護師等確保推進者を置かなければならない病院)

第二条 法第十二条第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(法第十二条第四項の厚生労働省令で定める届出事項)
第二条の二 (略)

(看護師等確保推進者を置かなければならない病院)

第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号。以下「法律」という。)第十二条第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(法第十二条第四項の厚生労働省令で定める届出事項)
第一条 (略)

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

令和6年度水産業普及指導員資格試験の実施について
 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水産第2556号農林水産事務次官依命通知)別表2水産業普及指導員資格試験実施要領第4の規定に基づき、令和6年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

令和6年9月3日
 農林水産大臣 坂本 哲志

第1 試験方法
 水産業普及指導員資格試験(以下「試験」という。)は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

1 書類審査
 業績報告書(別記様式第1号)に記載した職務内容及び審査課題に対する報告書により、普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

2 筆記試験
 次に掲げる課題について行う。

(1) 基礎課題(共通問題)
 水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

(2) 専門課題(選択問題)
 水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

3 口述試験
 面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領

1 基本事項

(1) 氏名・生年月日

保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。また、生年月日の欄に届出を行う年の12月31日現在における満年齢を記入すること。

(2) 性別

該当するものを○で囲むこと。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) メールアドレス

メールアドレスを記入すること。職場メールアドレスではなく、個人メールアドレスを記入することで、次回の届出以降も、勤務先が変わっても届出や看護職キャリア情報の内容を引き継ぐことが可能。

2 免許の種別、登録番号及び登録年月日等

(1) 記載を行う免許

- ① 保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許等のうち2以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。
- ② 「免許の種別」欄のうち保有しない免許等については、斜線で抹消すること。

(2) 登録番号・登録年月日

- ① 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許については、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許の区分に従い、「厚生労働省」又は「都道府県」のいずれか該当しないものを斜線で抹消すること。
- ② 厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者(旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。)については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。
- ③ 旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状又は看護婦免状を受けた者は、現に所有する保健婦免状又は看護婦免状について交付を受けた都道府県名、番号及び交付年月日を記入すること。
また、旧規則に基づき都道府県の助産婦名簿に登録を受けた者は、現に登録されている都道府県名、登録番号及び登録年月日を記入すること。
- ④ 准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。
- ⑤ 上記において、再交付又は書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注

意すること。特に保健士籍、看護師籍又は准看護師籍への登録を受けた者が、再交付又は書換え交付によって登録番号が変更になった場合においても、登録年月日は、当初の保健士籍、看護師籍又は准看護師籍に登録された日であるので注意すること。

3 主たる業務

- (1) 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許及び准看護師免許等のうち複数の免許等を有する場合は、その主たる業務の一つについて記入すること。
- (2) 複数の免許等を有しない場合は、取得している免許等に係る業務を主たる業務とすること。

4 業務に従事する場所

(1) 一般事項

- ① 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。
- ② 複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

② 診療所

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者

※ 「8 事業所」に設置される診療所を除く。

ア 有床 入院させるための施設を有する診療所に従事している者

イ 無床 入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

③ 助産所

医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者。分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱いあり」の項目に記入すること。

ア 開設者 助産所の開設の届出を行った者

※ 「ウ 出張のみによる者」に該当する者を除く。

イ 従事者 ア、ウに該当しない者

ウ 出張のみによる者

出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者

④ 訪問看護ステーション

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者

- ア 管理者 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者
- イ 従事者 ア以外の者

⑤ 介護保険施設等

次のアからオに掲げる施設・事業所において従事している者

- ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者
- イ 介護医療院 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者
- ウ 指定介護老人福祉施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者
- エ 居宅サービス事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(ただし、訪問看護事業を除く。)を行う事業所において業務に従事している者
- オ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者
- カ その他 ア～オ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥ 社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「1 病院」から「5 介護保険施設等」に該当する場合を除く。

- ア 老人福祉施設 老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者
- イ 児童福祉施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者
- ウ その他 ア、イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者

⑦ 保健所、都道府県又は市区町村

- ア 保健所 保健所において業務に従事している者
- イ 都道府県(アを除く) 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者
- ウ 市区町村(アを除く) 市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

⑧ 事業所

1から7及び9に該当しない事業所(会社、工場その他の事業所(これらの事業所に設置される診療所を含む。))において業務に従事している者(保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。)

- ア 事業所内診療所 事業所に設置されている診療所において業務に従事し

ている者

イ その他（アを除く） ア以外の事業所において業務に従事している者

⑨ 看護師等学校養成所又は研究機関

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

⑩ その他

1 から 9 に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

- ① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。
- ② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

(4) 雇用形態

派遣（紹介予定派遣を含む）とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者（同条第 4 号に係る者を含む。）に該当する者とする。

(5) 常勤換算

フルタイム労働者（1 週間の所定労働時間が 40 時間程度（1 日 8 時間・週 5 日勤務等）の者）と比較して、1 週間の所定労働時間が短い者は「短時間労働者」に記入すること。

(6) 従事期間等

- ① 従事期間は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数により記入すること。

ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

- 連続の例 同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動
- 非連続の例 同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の異動

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおける「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

- ② 「従事したことがある」とは、次のアからウにより判断すること。

なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、アからウに該当する限り、「従事したことがある」にあたるものである。

ア 期間の定めがなく雇われていた場合

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇われていた場合

ウ 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われていた者が2ヶ月以上かつ各月18日以上雇われていた場合

- ③ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）に記入すること。

「新規」には、免許取得後、1ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない。

- ④ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）に記入すること。
- ⑤ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合に記入すること。
- ⑥ 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合に記入すること。

5 看護師の特定行為研修の修了状況

(1) 特定行為研修の修了の有無

- ① 12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「1. 有」を○で囲むこと。
- ② 12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は「2. 無」を○で囲むこと。

(2) 指定研修機関番号

- ① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。
- ② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「2. 無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

(3) 修了した特定行為区分

- ① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の名称を全て○で囲むこと。

- ② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「2. 無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

(4) 修了した領域別パッケージ研修

- ① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て○で囲むこと。単に、領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているだけではなく、「特定行為研修修了証」に記載されている領域について○で囲むこと。
- ② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「2. 無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。
- ③ 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲むこと。

6 その他

- (1) 業務従事者の届出義務については、実際に看護師等の業務に従事している場合に生じるものであり、看護師等の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、看護師等学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、当該従事者の動向を把握することは、看護師等の確保対策上重要であるので、届出が行われた場合は、受理するものとする。

- (2) (1)の場合、従事期間等の記入に際しては、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事した期間を、業務に従事していた期間とみなして記入すること。

看護師の特定行為研修の修了状況の記載に関する留意事項

記載にあたっては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」をよくお読みいただき、「特定行為研修修了証」を確認のうえ、記載いただきますようお願いいたします。なお、特にご留意いただきたい事項については下記のとおりです。

1. 「特定行為研修修了の有無」について

○12月31日現在、指定研修機関において特定行為研修を修了し、「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、「1.有」を○で囲んでください。

2. 「修了した特定行為区分」について

○特定行為研修修了証の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。

3. 「修了した領域別パッケージ研修」について

○「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て○で囲んでください。

○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲んでください。

○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているが、領域別パッケージ研修としてそれらの特定行為区分を受講していない者（「特定行為研修修了証」に領域別パッケージ研修が記載されていない者）は○を記入しないでください。

特定行為研修とは

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する研修です。

対象：看護師のみ（准看護師は含みません）

研修制度開始時期：平成27年10月

研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）

※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。

※認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。

※介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。

※単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことはなりません。

○保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領 新旧対照表

() は変更箇所

改正後	改正前
<p>1 基本事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) メールアドレス <u>メールアドレスを記入すること。職場メールアドレスではなく、個人メールアドレスを記入することで、次回の届出以降も、勤務先が変わっても届出や看護職キャリア情報の内容を引き継ぐことが可能。</u></p> <p>2 免許の種類、登録番号及び登録年月日等 (略)</p> <p>3 主たる業務</p> <p>(1) 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許及び准看護師免許のうち複数の免許等を有する場合は、<u>その主たる業務の一つについて記入すること。</u></p> <p>(2) 複数の免許等を有しない場合は、<u>取得している免許等に係る業務を主たる業務とすること。</u></p> <p>4 業務に従事する場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務に従事する場所の説明</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 事業所</p> <p>1 から 7 及び 9 に該当しない事業所 (会社、工場その他の事業所 (これらの事業所に設置される診療所を含む。)) において業務に従事している者 (保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。)</p> <p>ア 事業所内診療所 事業所に設置されている診療所において業務に従事している者</p> <p>イ その他 (アを除く) <u>ア以外の事業所において業務に従事している者</u></p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p>	<p>1 基本事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>2 免許の種類、登録番号及び登録年月日等 (略)</p> <p>3 主たる業務</p> <p>(1) 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許のうち複数の免許等を有する場合は、<u>その主たる業務の一つについて記入すること。</u></p> <p>(2) 複数の免許等を有しない場合及び看護師免許と准看護師免許の2つを有する場合は、<u>記入の必要はない。</u></p> <p>4 業務に従事する場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務に従事する場所の説明</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 事業所</p> <p>1 から 7 及び 9 に該当しない事業所 (会社、工場その他の事業所 (これらの事業所に設置される診療所を含む。)) において業務に従事している者 (保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。)</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p>

<p>5 看護師の特定行為研修の修了状況 (略)</p> <p>6 その他 (略)</p>	<p>5 看護師の特定行為研修の修了状況 (略)</p> <p>6 その他 (略)</p>
---	---

